

中華人民共和國産電解二酸化マンガンに係る
不当廉売関税の課税に関する再延長調査の結果について

平成31年2月15日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

経 済 産 業 省

電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の現状

- スペイン、中国及び南アフリカ産の電解二酸化マンガン(EMD)に対して、不当廉売関税を課税中。

課税期間	供給国	不当廉売関税率
平成20年9月1日～31年3月4日	スペイン	14.0%
	中国 (香港、マカオを除く)	46.5%、34.3%
	南アフリカ	14.5%

- 昨年3月、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社が、中国産のEMDに対する不当廉売関税の課税期間の延長を申請したことを受け、同年4月より調査を開始。

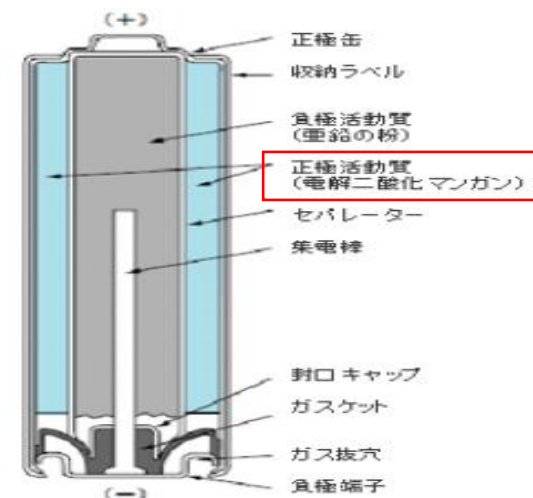
対象貨物：電解二酸化マンガン(EMD)

- 輸入統計品目番号：2820.10-000
(協定税率:3.3% 基本税率:3.9% **特惠税率:無税**)
- マンガンの酸化物の一つであり、灰黒色の粉末
- 主な用途：
電池(アルカリ電池、リチウム電池等)の正極材に使用

【EMD】



【アルカリ電池の構造】



(出典:東ソー日向HP)

(参考) 調査手続きの流れ及び参照条文



(関税定率法 第8条第25項)

第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、

- ①不当廉売された指定貨物の輸入及び
- ②当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

不当廉売された貨物の輸入の継続又は再発のおそれ

不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国から日本へ輸出されるEMDの輸出価格が、正常価格（輸出国の国内価格）と比較してどれほど安く設定されているか（不当廉売されているか）、調査を実施。

（注1） 正常価格について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、輸出国の国内価格に代えて、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国の企業の価格情報等を用いて算出。

（注2） 輸出価格について、調査当局に対して情報提供を行った供給者はその情報に基づき算出。情報提供を行わなかった者については、当局が知ることができた事実に基づき算出。

【不当廉売差額率】

供給者	不当廉売差額率
Guizhou Redstar Dalong	101.39%
その他の供給者	101.39%

- 調査により、正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったことから、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。

（注1）調査対象期間：平成29年1月1日から平成29年12月31日まで

（注2）不当廉売差額率＝ $((\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格}) \times 100$

不当廉売された貨物の輸入の継続のおそれ

- 中国の供給者には、相当程度の余剰生産能力がある。
- 中国の供給者の将来の生産は、増加が見込まれる。
- 中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる中国国内市場及び海外市場は、現在存在しない。

- 日本へのEMDの輸出について不当廉売されているという事実、及び中国の供給者の生産能力・市場状況等を踏まえれば、不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続するおそれがある。

本邦産業の損害の継続又は再発のおそれ

本邦産業の状況

- 現行の不当廉売関税措置による中国からの輸入量減少により、本邦産業の損害は改善が見られる。
- 他方、国内需要は減少傾向。
- 中国からの輸入量が一定程度あった平成27年度までは、中国産EMDを引き合いに値下げを要求され、製造原価の変動を販売価格に反映しきれず、平成25年度以降平成27年度にかけて営業利益が低下。

本邦産業は損害を受けやすい状況にある。

【本邦産業の状況】

指数 (H24年度=100)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29.1～ 29.12	(参考)24年 度から最終 年における 変化率
国内需要量	100	118	112	88	90	87	▲13%
中国からの輸入量	100	46	80	38	4	11	▲89%
国産品の販売量	100	145	130	124	134	134	+34%
国産品の市場占拠率	100	124	116	141	150	155	+55%
国産品の販売価格	100	101	99	96	91	100	±0%
国産品の製造原価	100	108	101	103	88	103	+3%
国内産業の営業利益	100	162	125	95	143	184	+84%

(注)調査対象期間:平成24年4月1日から平成29年12月31日まで

損害が再発するおそれ

- 本邦の国内市場規模に大きな変動は見込まれない。
- 仮に課税期間が満了した場合、中国の供給者の余剰生産能力、市場等の状況を踏まえると、中国の供給者は日本への輸出を増加させるおそれがある。
- 仮に課税期間が満了した場合、本邦生産者は、中国産EMDの安値輸入による国産品の販売価格の引下げを強いられ、その結果、国産品の販売価格が製造原価ですら下回るおそれがある。

- 不当廉売された貨物の輸入による本邦産業の損害が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがある。

調査により得られた結論

調査結果

(重要事実の開示)

- 不当廉売された貨物の輸入が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に継続するおそれがある。
- 不当廉売された貨物の輸入による本邦産業の損害が、現行の不当廉売関税の課税期間満了後に再発するおそれがある。

(重要事実に対する利害関係者の反論)

- 上記の当局の認定を開示したところ、中国のEMD供給者等から反論。

反論		当局見解
①	中国WTO加盟議定書の一部失効により中国を市場経済国と認定しなければならず、代替国価格は使用できない。	中国WTO加盟議定書及び不当廉売関税に関する政令の規定により、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、代替国価格を使用できる。
②	5力年計画等の中国の政府計画・政策は、中国のEMD産業への政府の干渉の論拠にはならない。	中央政府の計画等を受けて策定された地方政府の計画等には、EMD産業への政府の干渉に係る記載がある。
③	Guizhou Redstar Dalongが輸出した中国産EMDと本邦産EMDは用途が異なり、代替性はない。	同者が輸出した貨物を含む中国産EMD全体が検討対象であり、当該中国産EMDと本邦産EMDは用途等が共通しており、高い代替性を有していることを確認した。
④	Guizhou Redstar Dalongの質問状回答を検証するために現地調査を行わなかったことは妥当性に欠ける。	同者からは、質問状回答を検証するために必要な証拠が提出されていたことから、現地調査を実施する必要はなかった。

➡ 反論を検証したところ、重要事実の内容を変更する必要は認められない。

最終決定(案)

- 中国産EMDに対する不当廉売関税について、課税期間を延長することが適当。
(期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年間)

(参考) なお、今回の調査対象には含まれないスペイン及び南アフリカ産EMDに対する不当廉売関税については、平成31年3月4日をもって課税期間が満了となる。